

平成30年度 安全衛生教育促進運動のご案内

作業者が安心・安全に作業を行うためには、何より、正しい知識や重要な情報を与えることが必要不可欠です。

近年、労働災害による死傷者数が増加傾向を示す一方、メンタルヘルス不調や過重労働による健康障害等も深刻な状況にありますが、安全衛生管理体制の充実とともに安全衛生教育等の強化が求められています。

中央労働災害防止協会では、厚生労働省の後援の下、労働安全衛生法に基づく各種教育の実施や就業制限業務に係る資格取得促進を目的に、平成25年度より本運動を展開しています。

期間：平成30年12月1日～平成31年4月30日

スローガン：「正しい知識で 職場を安全・健康に！」

各事業場の実施事項

- (1) 年間の安全衛生教育実施計画の作成、これに基づく安全衛生教育の計画的かつ効果的な実施
 - ア 新入社員（パート・アルバイト、派遣労働者を含む。）に対する雇入れ時教育
 - イ 配置転換により作業内容に変更があった者に対する作業内容変更時教育
 - ウ 特別教育を必要とする危険有害業務に新たに従事する者に対する特別教育
 - エ 職長等に新たに就任する者に対する職長等教育
 - オ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での免許所有者や技能講習修了者などの資格者の充足
 - カ 安全衛生業務従事者（安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、安全推進者等）を選任・配置するための教育等

キ 危険有害業務従事者に対する教育、安全衛生業務従事者に対する能力向上教育等

- (2) 安全衛生教育の実施結果の記録・保存
- (3) 実施計画の作成、実施、実施結果の記録・保存など安全衛生教育に関する業務の実施責任者の選任
- (4) 法定教育等の徹底
- (5) 講師、教材等の問題から、自ら安全衛生教育を実施することが困難な場合の、安全衛生関係団体等の活用による安全衛生教育の実施
- (6) 資格又は特別教育等が必要な設備機械、作業場所等に対して、その必要な資格又は特別教育の種類を掲示することや、有資格者に腕章を装着させることなど、安全衛生教育に関する「見える化」の推進

